

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制推進事業費補助金（以下「統合補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 小児救急電話相談事業

- イ 小児初期救急センター運営事業
- ウ 小児救急地域医師研修事業
- エ 共同利用型病院運営事業
- オ 小児救急医療支援事業
- カ 小児救急医療拠点病院運営事業
- キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業
- ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業
- ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業
- コ 診療協力支援事業
- サ 救急医療専門領域医師研修事業
- シ 救命救急センター運営事業
- ス 小児救命救急センター運営事業
- セ ドクターヘリ導入促進事業
- ソ 救急救命士病院実習受入促進事業
- タ 小児集中治療室医療従事者研修事業
- チ 救急勤務医支援事業
- ツ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業
- テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）
- ト 救急患者受入コーディネーター事業
- ナ 救急患者退院コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 周産期母子医療センター運営事業
- ウ 新生児医療担当医確保支援事業
- エ 地域療育支援施設運営事業
- オ 日中一時支援事業

(3) 看護職員確保対策事業

平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 看護職員資質向上推進事業
 - (ア) 看護職員専門分野研修
 - (イ) 中堅看護職員実務研修
 - (ウ) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業
 - (エ) 看護教員養成講習会事業

- (オ) 看護教員継続研修事業
- (カ) 実習指導者講習会事業
- (キ) 協働推進研修事業
- (ク) 潜在看護職員復職研修事業
- イ 新人看護職員研修事業
 - (ア) 新人看護職員研修事業及び外部研修事業のうち医療機関受入研修事業
 - (イ) 外部研修事業のうち多施設合同研修事業、研修責任者研修事業及び新人看護職員研修推進事業
- ウ 病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）
- エ 看護職員確保対策特別事業
- オ 訪問看護推進事業
- カ 外国人看護師候補者就労研修支援対策事業
- キ 助産師活用推進事業
- ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業
 - (ア) 多様な勤務形態導入研修事業及び多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業
 - (イ) 就業環境改善支援事業
- (4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」（以下「歯科保健医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

 - ア 8020運動推進特別事業
 - イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業
 - ウ 在宅歯科医療連携室整備事業
- (5) 公的病院等特殊診療部門運営事業

平成5年6月15日健政発第385号厚生省健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づき実施する公的病院等特殊診療部門運営事業
- (6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業
- (7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病床転換整備事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等協力体制促進事業
- (8) 在宅医療推進支援事業

平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「在宅医療

推進支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 在宅医療推進支援センター事業
- イ 在宅医療推進連絡協議会
- ウ 在宅医療従事者研修

(9) 地域医療対策事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 医療連携体制推進事業
- イ 医師派遣等推進事業
- ウ 患者・家族対話推進事業

(10) 女性医師等就労支援事業

「勤務医等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき実施する女性医師等就労支援事業

(11) 産科医等育成・確保支援事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

(12) 医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
- (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
- (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- (エ) 救命救急センター設備整備事業
- (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
- (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
- (キ) 小児集中治療室設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業
- (ウ) 地域療育支援施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

オ 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

- (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業
- (イ) 地域災害医療センター設備整備事業
- (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業
- カ がん診療施設設備整備事業
がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業
- キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業
リハビリテーション施設の設備整備事業
- ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業
昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業
- ケ HLA検査センター設備整備事業
平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するHLA検査センター設備整備事業
- コ 院内感染対策設備整備事業
「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業
- サ 環境調整室設備整備事業
平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業
- シ 看護師等養成所初度設備整備事業
「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業
- ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業
平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知「理学療法士等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成所初度設備整備事業
- セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
- ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業
「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業
- タ 内視鏡訓練施設設備整備事業
平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整備事業
- チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等支援事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等病床転換整備事業（設備整備に関するものに限る。）

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

ト 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	都道府県
	ウ 小児救急地域医師研修事業	
	サ 救急医療専門領域医師研修事業	
	ツ 非医療従事者に対する自動体	
	テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業	
	ト 救急患者受入コーディネーター事業	地方公共団体（セのみ広域連合を含む ^(注1) ）、地方独立行政法人、公的団体 ^(注2) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注3)
	イ 小児初期救急センター運営事業	
	エ 共同利用型病院運営事業	
	オ 小児救急医療支援事業	
	カ 小児救急医療拠点病院運営事業	

	<p>キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業</p> <p>ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業</p> <p>ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業</p> <p>コ 診療協力支援事業</p> <p>ス 小児救命救急センター運営事業</p> <p>セ ドクターヘリ導入促進事業</p> <p>ソ 救急救命士病院実習受入促進事業</p> <p>タ 小児集中治療室医療従事者研修事業</p> <p>チ 救急勤務医支援事業</p> <p>ナ 救急患者退院コーディネーター事業</p>	
	シ 救命救急センター運営事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	都道府県
	イ 周産期母子医療センター運営事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、独立行政法人及び国立大学法人を除く。）
	ウ 新生児医療担当医確保支援事業 エ 地域療育支援施設運営事業 オ 日中一時支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(3) 看護職員確保対策事業	ア (ア)、(イ)以外の看護職員資質向上推進事業	都道府県
	イ (イ)の新人看護職員研修事業 エ 看護職員確保対策特別事業 キ 助産師活用推進事業 ク (ア)の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	
	イ (ア)の新人看護職員研修事業	地方公共団体、地方独立行政法

		人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立大学法人を除く）
	ア (ア)看護職員専門分野研修 ア (イ)看護教員養成講習会事業 カ 外国人看護師候補者就労支援対策事業 ク (イ)の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ウ 病院内保育所運営事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	オ 訪問看護推進事業	地方公共団体
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業 ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	都道府県
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	都道府県
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(8) 在宅医療推進支援事業	ア 在宅医療推進支援センター事業 イ 在宅医療推進連絡協議会 ウ 在宅医療従事者研修	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	都道府県
	イ 医師派遣等推進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者

	ウ 患者・家族対話推進事業	地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(10) 女性医師等就労支援事業	—	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(12) 医療提供体制設備整備事業	オ (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ト 在宅歯科診療設備整備事業	公的団体
	キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	都道府県及び指定都市
	サ 環境調整室設備整備事業	(ア)日本赤十字社(イ)全国厚生農業協同組合連合会(ウ)社会福祉法人(エ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ)学校法人及び準学校法人(キ)一般社団法人及び一般財団法人 ^(注3) (ク)医療法人 ^(注4)
	シ 看護師等養成所初度設備整備事業	都道府県及び市町村
	ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
	ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
テ 医療機関アクセス支援車整備事業		
	上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、ス、セ、ソ、テ及びト)以外の事業	

(注1) 広域連合とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項に規定するものである。

(注2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注3) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

(注4) 一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。

(注5) (キ)及び(ク)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から iv により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表 2 の第 2 欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の (1) から (12) により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。

① 4の(1)のア、ウ、サ、ツからトの事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(1)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村（特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(1)のエ及びオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(1)のクの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(1)のカ、セ及びソの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを

施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(1)のキの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(1)のシの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ 4の(1)のケ、コ、ス、タ、チ、ナの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都

道府県が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

⑨ 4の（1）のタの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（（イ）により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

（2）周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。

① 4の（2）のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(2)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(2)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都

道府県が補助する額と市町村が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の（2）のエの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（（イ）により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の（2）のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

（3）看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑦により算出された額の合計額とする。

① 4の（3）のアの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを研修実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

② 4の(3)のイの(ア)の事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを研修実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と、都道府県が補助する額(イにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(3)のイの(イ)、キ及びクの(ア)の事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(3)のウの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(3)のエ及びカの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(3)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他

収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(3)のクの(イ)の事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 在宅歯科医療連携室整備事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 公的団体が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と前年度末の累積欠損金及び不良債務の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 公的団体以外が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) 在宅医療推進支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(9) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(9)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(9)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(9)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し

た額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(10) 女性医師等就労支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業(別表2の第4欄(1)及び(2)の経費)

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付基礎額とする。

ウ 都道府県が補助する事業(別表2の第4欄(3)の経費)

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を算出する。

(ウ) 都道府県が、(イ)により算出された額に、1から2分の1の範囲内の率を乗じて得た額を補助する施設ごとに、(イ)により算出された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道